

喜連川社会復帰促進センター等運営事業 入札説明書に関する質問回答

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
1	2	入札説明書	4	21	4-(1)-イ	S P Cから財務経理業務、資産管理業務を受託する企業については、構成企業、協力企業として参加可能でしょうか。	4-(1)-イに記載の各業務は、応募グループが、これらに携わる構成企業又は協力企業を最低限明らかにしなければならない業務であり、業務項目の追加については、原則として応募グループの任意とします。ただし、当該任意の業務に携わる構成企業又は協力企業についても、4-(3)及び4-(4)の規定を除き、本入札説明書に定める要件をそれぞれ満たすことが必要です。
2	2	入札説明書	5	9	4-(2)-イ	本事業に係る業務に対応した一般競争資格の認定を受けているも者であることの定義をご教示願います。	5頁の(3)及び(4)に掲げた参加資格要件と実質的に同じであると御理解ください。
3	2	入札説明書	12	19	16	「落札決定後7日以内に、～基本協定を締結しなければならない。」とありますが、7日とは土曜日、日曜日及び祝祭日を除く7日と考えてよろしいでしょうか。	除きません。ただし、入札説明書に記載のあるとおり、支出負担行為担当官の書面による承諾を得た場合は、この期間を延長することができることにしています。
4	2	入札説明書	4	37	4-(1)-ウ	構成企業には警備業務に携わる企業に加えて、物品・サービス調達事業の実績がある企業が必要との事ですが、この二つは同一企業でも可能でしょうか。	同一の企業であることを妨げるものではありません。
5	3	運営業務要求水準書	25	15	第3編-第1-7-イ	各車両(乗用車、マイクロバス等)の年間走行距離はどの位を想定していますか。	各車両の走行距離は、施設運営の状況等に左右されるため、一概にお示しすることは困難です。ただ、センターは2000名規模の施設であるため、車両の使用頻度は相当高いのではないかと考えております。

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
6	3	運営業務要求水準書	4	22	警備員の資格要件について	・今回示された警備員の資格要件について、落札後6ヶ月で事業開始となる中で、「実務経験1年以上」と示されているが、厳しすぎるのではないのでしょうか。 例えば、常駐警備2級検定合格者でよい。 実務経験6ヶ月以上の者でよい。 など、規制の緩和をしていただけないでしょうか。	ご指摘の検定資格の条件については、平成18年10月23日付けの確定版の要求水準書において、記載を修正しております。実務経験の期間については、運営開始時期当初より定員全員を収容することは想定していないため、運営開始当初(約9ヶ月程度)の民間の職員の配置については、ご提案内容を踏まえ契約後の運営協議においてご相談させていただきます。
7	3	運営業務要求水準書	25	26	第1-7-ア	運転業務について、想定される必要人員をお示ください。	喜連川センター及び播磨センターにおいては、通常時に、運転・車両管理等業務に専従する者としては若干名で足りるものと想定していますが、車両を使用する業務が重なった場合であっても、要求水準を満たすよう対応していただく必要があります。
8	3	運営業務要求水準書	47	5	第6-3-ア	医療機器の整備、維持管理とありますが、センターでの診察に係る消耗品等いわゆるコ・メディカルについては提携病院(国が用意する場合は国)の負担との理解でよろしいでしょうか。	いわゆる医療消耗資材については診療所の負担としますが、運営業務要求水準書第1-8は診療所についても適用されます。
9	3	運営業務要求水準書	47	22	第6-5-ア	理学療法の実施支援が業務としてございますが、どのような内容の理学療法を予定しているのでしょうか。想定されている専門スタッフの人数、及び内容をお示ください。	理学療法としては、運動療法、物理療法、日常生活動作訓練等、標準的な内容を想定しており、要求水準書47頁にお示した時間の理学療法を実施するために必要となる理学療法士を手配していただくこととなります。
10	3	運営業務要求水準書	54	11	第1-5-ア	運転業務について、既存刑での現時点での人数、もしくは想定される必要人員をお示ください。	黒羽刑務所及び加古川刑務所においては、現在、運転業務に専従している職員がいるものの、それ以外の職員も必要時には車両の運転を行っている実情にあります。車両を使用する業務が重なった場合であっても、要求水準を満たすよう対応していただく必要があることについては、センターと同様です。なお、No.76及び播磨社会復帰促進センター等運営事業の質問回答No.40も御参照ください。

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
11	3	運営業務要求水準書	1	14	第1編-第1	国が用意する施設であり、算定が困難であるため、民間が負担すべき経費の根拠となる資料を提示願います。	国が用意する設備機器等の詳細については、競争参加資格（第1次審査）の確認後、設計図書の閲覧等を予定しておりますので、確認の上、事業者において経費を算定願います。 なお、施設完成後の平成19年4月から運営開始予定日である同年10月までの間に、センターの一室において国の職員が所要の事務を行う一方、事業者が運営に必要な機器の設置等を行うことに伴う光熱水料の発生などが想定されますが、事業契約締結が同年5月中と見込まれることにかんがみ、喜連川社会復帰促進センター（播磨社会復帰促進センターも同じ）における維持管理経費については、同年5月までを国の負担、同年6月以降を事業者の負担とし、事業費に計上することとするので、必要経費の積算に当たって留意願います（詳細については、競争参加資格の確認後に御連絡します。）。
12	3	運営業務要求水準書	4	22	第2編-第3-5	必要な資格として警備経験1年以上とのことですが、落札から事業開始まで半年しかないため、人員を確保することが非常に難しいと考えられます。よって、警備経験3ヶ月以上または施設警備検定保有者（旧常駐検定）といったような条件への緩和をお願いします。	実務経験の期間については、運営開始時期当初より定員全員を収容することは想定していないため、運営開始当初（約9ヶ月程度）の民間の職員の配置については、ご提案内容を踏まえ契約後の運営協議においてご相談させていただきます。
13	3	運営業務要求水準書	4	22	必要な資格	必要な資格として、「施設警備の実務経験1年以上」の業務の内容が記載されています。これらの業務は「領置事務支援業務」および「警備に関する業務」の一部です。「警備業務」の中には「施設警備の実務経験1年以上の資格が不要」な業務があります。その業務に従事するものは、「警備会社の社員」で、「警備員の資格は不要（現任研修は受けていない）」との理解で宜しいでしょうか。「警備会社の社員」には、高齢者対策として、週3日～4日・昼間のみ勤務する「嘱託雇用」も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご指摘の「必要な資格」を条件として記載していない業務については、「必要な資格」においては他に記載しているような条件は求めません。ただし、P3～6の第3から第5に記載している条件を満たす必要があります。また、受託者の職員についても、その範囲内及び法令・契約の範囲内においては雇用形態等について制限はありません。
14	3	運営業務要求水準書	36	15	2-(2)-イ-	訓練・通達集に「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3300号大臣訓令）がございませんので、開示をお願いいたします。	ホームページに掲載いたします。
15	4	基本協定書（案）	4	8	第6条	SPCの設立場所についての制約はありますか。	本事業については、構造改革特区制度を活用することとしておりますので、SPCは構造改革特別区域に事業所を設置していただく必要があります。

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
16	4	基本協定書（案）	6	18	第10条	「事業契約締結後において、第5条第4項各号のいずれかの事由が生じた場合であって、事業契約が解除されないときは、乙は、連帯して、本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額の違約金を甲に支払う。」との記載部分において、これは、本事業の入札のみに限って当該事由が生じた場合でしょうか。	御理解のとおりですので、その旨が明らかになるよう修正を検討します。
17	4	基本協定書（案）	5	17	違約金	第10条 「事業契約締結後において、第5条第4項第1号から第4号までのいずれかの事由が生じた場合であって、事業契約が解除されないときは、乙は、連帯して、本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額の違約金を甲に支払う」とあります。 島根あさひPFIの場合は「本事業の入札に関し」とありましたが、今回は削除されました。「違約金」の対象となる事業は、本件PFIに限らず、全ての「他の入札案件」（県発注・市発注等）が対象となるのでしょうか。 今回、「本事業の入札に関し」が削除となった背景、趣旨についてお聞かせ下さい。 「違約金」の対象となる期間は「本事業の終了時」迄でしょうか。 （13条：協定の有効期間） 万が一「違約金支払事由」が発生した場合に、「事業契約が解除」となる場合、又は「事業契約が解除されない」場合とはそれぞれどんな場合でしょうか。	及び については、上記19の回答のとおりです。 については御理解のとおりです。 については、個別具体的な状況によるものと考えており、一概には申し上げられません。
18	5	事業契約書（案）	7	26	第5条	総括業務責任者、副総括業務責任者は、受託企業の職員との兼務は可能でしょうか。	総括業務責任者等は、事業の総合的調整、管理・統括などを職務として行うものですので、事業に係る業務を協力企業から受託する立場である受託企業の職員がこれを兼務することは適切ではないと考えます。
19	5	事業契約書（案）	8	20	第6条8項	構成員以外の出席を求める場合のその出席者とは、どのような方を想定していますか。	例えば、維持管理・運営業務協議会において特定の業務について協議を行う場合に、国における関係部門の職員やSPCにおける当該業務の業務責任者などの出席を求めることが考えられます。
20	5	事業契約書（案）	8	24	第7条	S P Cが資金調達を行う際に、金融機関からS P Cの株式、債権、資産に譲渡担保、また地位譲渡等の担保設定を要求し、国も必要性を認めた場合は、承諾頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	当該担保設定にかかる契約内容をあらかじめ確認させて頂く必要がありますが、原則として御理解のとおりです。

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
21	5	事業契約書（案）	9	33	第10条	プログラム、データベースについての使用権許諾の無償譲渡について、ソフト会社の承諾が必要になりますが、ソフト会社によっては承諾を得られないケース（外資系の等）も想定されます。その場合の対応についてご教示をお願いします。	本条の規定を充足することができることを前提とした御提案をお願いしたいと考えます。
22	5	事業契約書（案）	15	21	第27条8項	「黒羽刑務所について、第2項に規定する収容定員を25%以上超過して受刑者を収容する場合には、当該比率を超過する部分の受刑者の収容に起因して事業者が発生した増加費用の負担に関して事業者と協議する」との記載がありますが、現在想定しています黒羽刑務所の最大収容定員をご教示願います。	黒羽刑務所の収容定員は1,820名であり、今後、収容定員が増減する予定は、現時点ではありません。
23	5	事業契約書（案）	20	18	第44条1項	国からのPFI事業費の支払いの通知は、前四半期終了の何日後になりますか。また、請求書の提出期限は、通知後の何日後になりますか。	国は、モニタリングにより事業者の業務実施状況を確認次第、直ちにPFI事業費の支払額を通知します。事業者は、支払額の通知を受領後速やかに国に請求書を送付してください。
24	5	事業契約書（案）	25	20	第60条2項	「不可抗力に至らない事象」の定義がなされていますが、国と事業者のその事象の見解が違う場合においては、協議がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	「不可抗力に至らない事象」については、定義に従って判断されるものであり、協議についての余地はありません。なお、これは、事業者において予見不可能であったことについて、事業者側での立証を否定するものではありません。但し、ここで事業者の予見可能性については、同種の事業を行う者において通常要求される最高の注意義務を前提として判断します。
25	5	事業契約書（案） 別紙6	1	10	1 - ア	初期投資費用の中に事業の安定性を担保するため、予備費を含めた形で提案することは可能でしょうか。	入札参加者の判断に委ねます。

質問 No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
26	5	事業契約書(案)別紙6	3	27	5-(1)-ア	運営開始遅延による金利費用の減額と読み取れますが、逆に期間変更による金利スワップの解約コストが発生しますので、国に還元できない金融費用も想定されますが、その場合了承してもらえますか。	本項は、運営開始の遅延が事業者の責めに帰すべき事由による場合の規定であり、当該PFI事業費の見直しに際して、本項に記載された以外の事由を考慮することは想定していません。5-(2)-ア及び5-(3)-アの場合については、協議によることとします。
27	5	事業契約書案	24	19	第6章-第56条-3	事業期間中に機器自体を総入れ替える必要のある更新作業(例:PC等の更新)は、新たに機器を導入する為、期間の途中で更新した機器に伴う固定債務が発生します。つまりは、初期整備費用と同様な投資を行うことになり、前述の通り、維持管理運営費にも一部固定債務が含まれますので、契約書案に「ただし、国が了承した機器に関してはこの限りではない。」という一文を追加して頂けませんでしょうか。	御意見を踏まえ、「ただし、国が了承した機器の更新に関する費用については、国が認めた範囲内において控除の対象とはしない。」を追記します。
28	5	事業契約書案	44	1	別紙11-第1章-第2条	事業期間中に機器自体を総入れ替える必要のある更新作業(例:PC等の更新)は、新たに機器を導入する為、初期に整備した機器(A)は更新に伴い廃棄され、新たな機器(B)となります。仮に、機器(B)が導入された後に、事業契約が解除された場合、機器(B)の所有権を明文化する意味で、「更新された機器については、国が認める場合において、更新時から起算した残額の100分の100に相当する金額を事業者に支払い、その所有権を取得するものとする。」という一文を追加して頂けませんでしょうか。	御意見を踏まえ、本条第1項末尾に、「また、国が認めた場合に限り、国は、機器の更新に関し事業者が発生した費用の本契約の解除時点における残額の100分の100に相当する金額を事業者に支払い、当該機器の所有権を取得する(ただし、所有権は解除により当然に国に移転する。)」を追加します。なお、別紙11の第4条及び第6条についても、同様の修正を行うこととします。
29	5	事業契約書案(別紙6)	1	10	1-ア	初期整備に関わる機器をリースにて調達した場合、「事業者管理資産の調達又は設置に係る費用」になるという認識でよろしいでしょうか?	リース料のうち金利等の金融コストに相当する金額を除いた額については、御理解のとおりです。
30	5	事業契約書案(別紙6)	2	11	3-(1)-ア	事業期間中に機器自体を総入れ替える必要のある更新作業(例:PC等の更新)は、新たに機器を導入する為、期間の途中で新たに固定債務が発生します。つまりは、初期整備費用と同様な投資が必要です。そこを物価変動対象とされることはリスクが高くなり、更新方法の選択肢が狭まります。その為、契約書案に「ただし、国が了承した機器に関してはこの限りではない。」という一文を追加して頂けませんでしょうか。	御意見を踏まえ、「ただし、国が了承した機器の更新に関する費用について、国が認めた場合には本改定の対象としないことがある。」を追記します。

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
31	5	事業契約書(案)	9	10	第7条第8項	事業者管理資産の引渡し後SPCを一年間存続させることとありますが、別紙12の保証書が提出された場合は、所有権移転後の瑕疵担保責任所在も明確となりますので、存続の必要性はないと思料します。従って、どちらか一方を充足することで良いという規定に変更願えませんか。	原案どおりとさせていただきます。
32	5	事業契約書(案)	13	18	第21条第1項、第2項	事業者は、第1項(刑務所施設内に立ち入って業務を行う者)、第2項(第1項の従事職員以外の従事職員)により、維持管理・運営業務に従事する者の名簿を運営開始予定日までに国に提出し、その承諾を受けなければならないとされていますが、どのような項目が記載事項となるのでしょうか。第1項、第2項の対象者のそれぞれについて、具体的な記載事項をご教示願います。	事業契約書案第21条第1項なお書きを参照願います。
33	5	事業契約書(案)	15	9	第27条第4項	喜連川社会復帰促進センターについては維持管理・運営開始から6か月後までに男子受刑者2000名の収容が可能となるよう、維持管理・運営業務を実施する旨規定されておりますが、例えば維持管理・運営開始後6か月間の各月毎の具体的な収容計画等については、予め策定されていないのでしょうか。	運営開始時までには、移送元刑務所又は拘置所を含めて、各月ごとのおおよその収容人数のメドを立てたいと考えていますが、現時点では具体的な収容計画は策定していません。
34	5	事業契約書(案)	15	21	第27条第8項	黒羽刑務所については、1820名の収容定員を25%以上超過する場合、国は、当該比率を超過する部分の受刑者の収容に起因して発生する増加費用の負担について事業者と協議することとなっております。他方、事業者は受刑者の収容人数の変更自体について国に協議を求めることができないこととなっておりますが、もし、増加費用の負担について国と事業者の間の協議が調わなかった場合、増加費用の負担についてはどのように決定されるのでしょうか。	国は、合理的な範囲内で増加費用を国が負担することを前提とし、その金額等詳細を確定するために協議を行うものであり、御懸念のような事態は想定していません。
35	5	事業契約書(案)	16	30	第31条第3項	領置事務支援業務及び警備に関する業務の一部を当該運営企業と密接な資本関係にある者に再委託できるとの事ですが、警備業務の場合は警備業法の定めによる規制があるため、一部ではなく、業務の全部ではないのでしょうか。	要求水準書にも記載のあるとおり、法令等を遵守することが前提となります。

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
36	5	事業契約書（案）	16	30	第31条第3項	運営業務のうち領置事務支援業務及び警備に関する業務の一部を、業務受託企業がその子会社に再委託する場合、事前の国の承諾が条件となっています。国としては、かかる業務について業務受託企業が本規定の条件に合致する子会社に委託し又は請け負わせる場合、合理的な理由なく再委託企業の選択についての承諾を留保しないものと拝察いたしますが、特に業務受託企業の選択に対して、どのような場合に承諾が留保されるのか、具体的にご教示願います。	諸般の事情を考慮し、個別具体的に検討することとなるため、あらかじめ基準をお示しすることは困難です。
37	5	事業契約書（案）	19	4	第40条	入札説明会では、事業者が構築するシステムは「面会予約」と「図書管理」のみとの事でしたが、事業者が陳腐化に対して責任を持つのも、その二つのシステムのみと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書において新規にシステムの構築を要求している面会予約システム及び図書管理システム以外に、参考として公表している備品等リストの23「情報関連システム一覧」の掲げた既存刑務所で用いられているシステムについて、センターにおいても導入することを予定しています。これらのシステムについては、既存刑務所における陳腐化等に伴う更新にあわせ、事業者において対応することとなります。
38	5	事業契約書（案）	19	5	第40条第1項	P F I事業費は、事業の総コストを事業期間にわたって平準化して支払われるのに対して、情報システムをはじめとする施設の大規模な更新に要する費用の支出については、年度毎に異なるため、事業者は毎年修繕積立金として資金を確保しておく必要があります。つまり、国からは修繕積立金相当額が毎年平準化して支払われるため、事業者が実際に修繕費を支出する年度と国からこれに対応する対価が支払われる年度との間にずれが生じることになってしまい、本来利益でないはずの修繕積立金に課税される可能性もでてきます。この点について、税制上の手当てはできないのでしょうか。	基本的には、課税客体である事業者において対応すべきものと理解しておりますが、事業者が税務当局と協議される際には、必要な協力をします。
39	5	事業契約書（案）	19	8	第40条第2項	事業者が、情報システムについて、提案書作成時において合理的に予測不可能な事由によって陳腐化したと証明した場合、その陳腐化に対応するために発生した増加費用は、国と事業者の間で協議して決定することになっていますが、特に事業者から情報システム管理業務を受託した企業には相当な資金的負担が生じるものと思われまます。この場合の増加費用の支払いは一括でなされるのでしょうか、それとも分割で支払われるのでしょうか。具体的な支払い方法をご教示いただけませんかでしょうか。	増加費用の具体的な支払方法についても、国と事業者の間で協議して決定することになるものと考えています。
40	5	事業契約書（案）	21	15	第48条3項	「終了前検査を行い、修繕すべき箇所があることが判明した場合」とありますが、修繕要否の判断基準としては、事業終了時点で水準書に記載の所定の各種性能が確保されている事と考えてよろしいですか。	御理解のとおりです。

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
41	5	事業契約書(案)	21	12	第48条第4項	事業契約の終了と同時に、事業者は、事業者管理資産のうち、事業者がリース契約等により使用権のみを保有している資産についても、事業者の費用と責任において当該資産の所有権を国に移転しなければならないこととなっておりますが、リースの対象資産はリース会社の所有であり、この所有権を事業者がリース会社より取得して国に移転した場合、リース契約当初に遡ってリース処理を否認される可能性があります。リース資産の国への移転については、どのような処理を想定されているのでしょうか。	リースの対象資産の所有権について、事業者が当該リース会社より取得して国に移転することを常に前提とするものではありませんが、事業契約書(案)第48条第4項に従った処理ができない場合には、事業者において、当該事業者管理資産と同等のものを新たに購入し、国に引渡しを行うこととなります。
42	5	事業契約書(案) モニタリング及び改善要求 措置要領	5	3	第4-2-(2)-ア	維持管理業務の対象業務の区分欄に「修繕業務(大規模修繕を含む。)」と記載されていますが、9/21説明会に於いて大規模修繕は事業対象より除外とのご説明をいただいております。記載の正誤につき質問致します。	説明会で申し上げたとおり、大規模修繕は事業対象外であり、御指摘の記載は誤記です。
43	5	事業契約書(案) モニタリング及び改善要求 措置要領	5	3	第4-2-(2)-ア	維持管理業務はセンターのみを事業対象とするものですが、事業対象に含まれない既存刑務所長および職員からもセンターの施設又は設備に対する改善指示が行われるのでしょうか。また、その場合はセンター長を経由せず直接指示が行われるのでしょうか。	御理解のとおり、本事業における維持管理業務はセンターのみが対象であり、既存刑務所長及びその職員が同業務について改善指示をすることはなく、御指摘の記載は誤記です。
44	5	事業契約書(案) モニタリング及び改善要求 措置要領	5	29	第4-2-(2)-ア	1日1時間以上の職業訓練の未実施の場合、罰則点の計上とありますが、前回開示頂きました「事業方針等に関する質問回答」の質問番号192の回答を参照すると、月によって職業訓練を実施しない月もある(年間平均週5時間をクリアする前提)と考えられます。提案上の縛りとなりますので削除いただきたくお願いします。	職業訓練を実施すべき日に1時間以上職業訓練を実施しなかった場合には罰則点の対象となるという趣旨です。
45	5	事業契約書(案) モニタリング及び改善要求 措置要領	5	30	第4-2-(2)-ア	1日1時間以上の教育の未実施の場合、罰則点の計上とありますが、前回開示頂きました「要求水準書訂正表」で、視聴覚教育の1日1時間以上実施の項目が削除されました。提案上の縛りとなりますので削除いただきたくお願いします。	教育を実施すべき日に1時間以上職業訓練を実施しなかった場合には罰則点の対象となるという趣旨です。なお、要求水準書の訂正は、既存刑務所における視聴覚教育についてであり、センターについては変更していません。御指摘の教育業務にかかる罰則点が計上される主な事実は、いずれもセンターにおける業務を対象としております。

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
46	5	維持管理及び運営に関する契約書（案）	16	23	第31条	2号では警備業務の第三者委託禁止項目（2項目）の一つとして「中央監視システムにかかる業務」とありましたが、今回は該当しないという理解でよろしいですか。	御理解のとおりです。
47	5	事業契約書（案）（喜連川社会復帰促進センター・播磨社会復帰促進センター）	10	3	10条2項	・「プログラム」とは著作権法上のプログラム（電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。）という理解でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
48	5	事業契約書（案）（喜連川社会復帰促進センター・播磨社会復帰促進センター）	10	3	10条2項	・「本事業」の定義が、明確に「喜連川社会復帰促進センター」事業に限定されていないように思います。本契約の2条の定義部分で、明確に定義されるよう、お願い致します。	「本事業」の定義は、契約書案第2条第33号のとおりです。なお、第10条第2項の規定については、既存刑務所の運営業務を実施するに当たって、事業者において、例えば、何らかのデータベースなどを作成されることはあり得ると考えますので。センターの業務のみに限定されるものではありません。
49	5	事業契約書（案）（喜連川社会復帰促進センター・播磨社会復帰促進センター）	10	7	10条3項	・システムの「仕様」と記載されていることから、システムの内容については、本条規定は及ばないという理解でよいでしょうか。	システムそのものを本項の規定の対象とするものではない、という趣旨です。
50	5	事業契約書（案）（喜連川社会復帰促進センター・播磨社会復帰促進センター）	10	12	10条5項	・本項の規定の有効期間は、本契約期間中という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
51	5	事業契約書（案）（喜連川社会復帰促進センター・播磨社会復帰促進センター）	10	21	1 1 条 2 項	・事業者が第三者からライセンスを受けてプログラムを使用している場合、事業者が本事業から抜けた後まで、国が無償で当該権利を使用できるように事業者が保証することは困難です。内容の変更を希望します。	原案どおりとさせていただきます。
52	5	事業契約書（案）（喜連川社会復帰促進センター・播磨社会復帰促進センター）	21	12	4 8 条 4 項	・事業者が使用権しか有しない資産については、国に使用権を移転することをもって足りるという内容に変更を希望します。	原案どおりとさせていただきます。
53	5	事業契約書（案）（喜連川社会復帰促進センター・播磨社会復帰促進センター）	21	12	4 8 条 4 項	・また事業者が担保権付所有権しか有していない資産については、国に担保権付所有権を移転することをもって足りるという内容に変更を希望します。	原案のとおりとします。本事業において、国が事業契約に基づき所有権の移転を受けた資産は行政財産となり、担保権等の私権の設定は国有財産法上認められておりません。
54	5	事業契約書（案）（喜連川社会復帰促進センター・播磨社会復帰促進センター）	21	12	4 8 条 4 項	・本項が適用になる資産は、要求水準書等に明記されている動産に限定される旨を確認したく存じます。	原案のとおりとします。
55	5	事業契約書（案）（喜連川社会復帰促進センター・播磨社会復帰促進センター）	24	8	5 5 条 5 項	・本項の規定は、解除による契約終了に限らず、期間満了や不可抗力による契約終了の場合などにも適用すべき条項であると考えます。そのような内容への変更を希望します。	御意見を踏まえ、本項の「本契約が解除により終了した場合において、」を「本契約が終了し又は本章第2節乃至第5節の規定により解除されたときには、」に変更します。

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
56	5	事業契約書(案)	別紙 6 P1	15行 目	イ 初期投資の回収に要する費用	「イ 初期投資の回収に要する費用」(金利相当額)は、H19.1.15のTSRをベースに算出することになっていますが、今回は、1、2号案件のように金利確定後の調整は行わないのでしょうか。行わない場合、落札前の19.1.15時点で金利が確定してしまい、事業者が金利変動リスクをヘッジすることが難しくなると思いますが、いかがお考えでしょうか。	御指摘の点については、追って回答します。
57	5	事業契約書(案)	別紙 6 P1	15行 目	イ 初期投資の回収に要する費用	「イ 初期投資の回収に要する費用」として「金利相当額」のほかにも、「借入金利に税引き前利益の一部を加えたもの」とありますが、具体的な内容は何ですか。また、「エ その他費用」として「税引き前利益の一部」とありますが、具体的な内容は何ですか。両者(「イの税引き前利益」「エの税引き前利益」)には何か区別がありますか。	税引き前利益が、結果的にイ及びエの双方から構成されると想定されたことによる表記であり、特段の意はありません。
58	6	事業者選定基準	3	9	第4-3	事業計画の概要審査において、基本的な考え方が適切か否かの基準はありますか。	様式にお示ししている留意事項に従って、必要な内容を記載してください。
59	6	事業者選定基準	4	24	第5-2-(3)	加点項目審査において、各加点項目の配点基準(段階等)をご教示願います。	各加点項目ごとの配点基準の詳細等については、入札説明書に関する説明会で申し上げたとおり、今後、事業者選定委員会において検討、決定することとなりますが、既に公表した「事業者選定基準」以外に、詳細を公表、教示する予定はありません。
60	7	様式集	1-01 添付	27	*9	「建設期間中」という記載は、「準備期間」ということでしょうか。	御理解のとおり、「建設期間中」は「運営開始準備期間」の誤りです。

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
61	7	様式集	1-04 1	10	*8	D S C Rの計算において、リース調達の部分については、借入金の一部として扱うとの理解でよろしいでしょうか（所有権移転ファイナンスリースにつき、S P Cで資産計上する必要あるため）。	D S C Rの計算に当たっての所有権移転ファイナンスリースにかかるリース料の取扱いについては、入札参加者のお考えに委ねますが、その際には、借り手が万一リース料支払債務を履行できなかった場合の本事業の継続性に対する効果、影響やS P Cの法的地位等を、想定されるリース契約内容により勘案してください。ただし、どのような考え方にに基づき、どのような計算を行ったかについては、当該様式の適宜の箇所に注記をお願いします。
62	8	その他			国所有の施設使用について	・職員宿舎の職員とは、国の職員又は、民間の職員を指すとの認識でよろしいのでしょうか。	国の職員を想定しています。
63	8	実施方針等に関する質問回答	3		質問No10	電話機等の備品整備は民間の事業との事ですが、その通話内容等の検閲については国の業務との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
64	8	実施方針等に関する質問回答	6		質問No22	事業契約上、既存刑の定員オーバーは最大25%とのことですが、センターは不明確です。コスト算定にかかる内容ですので、上限を明確にして頂けないでしょうか。	センターについては、収容定員を超えて受刑者を収容する場合は、契約書（案）第27条第5項の協議の対象となるものと考えております。
65	8	実施方針等に関する質問回答	21		質問No84	運転区間の範囲について、県外に及ぶとありますが、護送は特区認定業務であるため、特区外ではできないと思われませんが、いかがお考えでしょうか。	実施方針等に関する質問No. 84は総務業務における運転業務に関する質問であると考えております。なお、特区区域外への護送については、仮にご指摘のとおりであったとしても、少なくとも護送支援業務においては監視以外の業務もございしますので、その支援業務は行っていただくこととなります。

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
66	8	実施方針等に関する質問回答	30		質問No120	作業奨励金と労賃の違いについては理解しておりますが、その一方、本事業における経理作業に対して民間が労賃を支払う必要はありますでしょうか。その場合の単価をお示してください。	不要です。
67	8	実施方針等に関する質問回答	38		質問No149	理容について、作業として受刑者を使用してもよろしいでしょうか。	センターにおいては、刑務作業として受刑者が理容を行うことは想定しておりません。
68	8	実施方針等に関する質問回答	43		質問No171	護送支援において、車以外での移動を想定されているとの事ですが、民間職員の移動費については民間負担となるのでしょうか。でしたら、コスト算定のために頻度をお示してください。また、一方で、特区外に出ると思われるので、民間で護送業務を行うことは不可能ではないでしょうか。	負担については、ご指摘のNo. 171の回答のとおりです。また、頻度については、既に法務省HPで掲載している「A級受刑者2,000名を収容する刑務所を想定した場合の参考数値」を参考としてください。さらに、特区外への護送については、上記69のとおりです。
69	8	実施方針等に関する質問回答	43		質問No172	所外に受刑者を出す出さないは国の判断であるため、民間では想定できません。施設外作業の有無が、事業のコスト見積りに大きく影響するため、施設外作業を行わない旨の明確化をお願い致します。	前回回答のとおりです。
70	8	実施方針等に関する質問回答	43		質問No172	施設外作業を事業者が提案しない場合は、その後の協議においても行うことになったとしても、事業外となるとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のあるとおりです。

質問No.	資料番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
71	8	実施方針等に関する質問回答	43		質問No172	施設外作業について、事業の範囲内と想定するのであれば、その際の逃走事故等のリスクについて島根あさひの0.5%と差異が生じるため、違約金の算定%も変わるのではないのでしょうか。	別紙5の第4の2(1)の表の「対象となる事実」に、「施設外作業を実施した場合の、作業場における逃走事故の発生(ただし、逃走の罪が成立した事案に限る。)」を加え、「違約金の算定方法」は「0.5%×毎年度のPFI事業費」とします。
72	8	実施方針等に関する質問回答	56		質問No222	大半の作業は受刑者が実施し、事務手続きや各種手配を総務部職員1名が行っているとの事ですが、民間が行う業務は国の職員1名分の作業との理解でよろしいでしょうか。	総務部職員が現に行っている事務が中心となりますが、時期によって、やや業務に繋関もあると考えられるので、具体的な業務の詳細については国と協議して決定させていただきたいと考えています。なお、播磨社会復帰促進センター等運営事業の質問回答No.40も御参照ください。
73	8	実施方針等に関する質問回答	62		質問No246	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第103条によると、翻訳等の費用は受刑者負担と規定されておりますが、本事業においても民間の事業内容(事業費)には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	翻訳費用は民間事業者のご負担ではありません。
74	8	実施方針等に関する質問回答	62		質問No247	取扱量の提示が困難とありますが、コスト算定のための参考として、現時点で何名で行っている業務であるか、お示しください。	黒羽刑務所及び加古川刑務所では、新聞・図書の検査を多数の職員により手分けして実施していますが、その多くは同業務を専属で行っているわけではなく、また、外形の検査と内容の検査は別の部門に属する職員が行っているという実情にあります。新聞・図書検査支援業務のみを専ら行うのであれば、多くの人数は要しないものと想定されます。なお、No.76及び播磨社会復帰促進センター等運営事業の質問回答No.40も御参照ください。
75	8	喜連川・モニタリング及び改善要求措置要領	3	20	減額の種別及び減額金額	維持管理・運営期間の当初12ヶ月において事業者が債務不履行があったとき、「罰則点の計上」のみ行い、PFI事業費の減額は行わないとあります。 その期間で、万が一、累積罰則点が四半期中250ポイントを超えた場合、「改善勧告」が行われるのでしょうか その期間で、万が一、累積罰則点が四半期中500ポイントを超えた場合、「事業契約が解除」されるのでしょうか。 その期間で、万が一、違約金支払義務が生じた場合、「違約金支払は不要」でしょうか	及び について、御理解のとおりです。 については、「事業契約を解除することができる」です。

質問 No.	資料 番号	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
76	8	業務区分（組織図）	全			貴省で想定した内容であることは十分に承知しておりますが、処遇部門でPFI事業による運営の想定人数の差は27名となっております。弊社で要求水準とおりに配置計画の積算をしたところ、かなり大きな開きがありました。実際のところ、処遇業務を民間委託した場合の人数は何人と考えられておりますか。	喜連川センターの運営業務を特区制度を活用したPFI事業として実施した場合に、処遇部門においては、国の職員27人ほどに相当する業務量の民間委託が可能であるという想定に変更はありませんが、国と民間事業者では勤務体制やシフトなどが異なる場合もあると思われまますので、実際に業務に従事する民間事業者数が異なることは当然あり得るものと思われまます。また、警備関連業務のうち、名籍事務支援（写真撮影・指紋の採取）、領置物保管及び新聞・図書検査支援は、既存刑務所では主に処遇部門以外の部門が実施していることから、上記想定においても処遇部門以外の業務として試算しています。なお、黒羽刑務所においては、合計で国の職員46人分に相当する業務量を委託するものと想定しており、一応の内訳としては総務部門（領置業務を含む）24、処遇部門14、作業・教育部門6、分類部門2を見込んでいます。
77		事業契約書（案）	15		第27条第5条、7条	センター及び既存刑の収容対象を変更するとありますが、B級の収容など変更内容によっては事業リスクの想定の根本に関わるため、削除願います。	収容対象の変更があり得ることについては、先行の刑務所PFI事業でも同様です。もっとも、御指摘のように、犯罪傾向が進んでいる受刑者を収容するといった変更を行った場合には、構造改革特区制度を活用することができなくなり、事業スキームを維持することが困難になるものと認識しています。

* 上記のうち、播磨社会復帰促進センター等運営事業においても共通する内容にかかる質問に対する回答は、同事業についても該当するものとします。